

令和8年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化業務委託仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、長岡市が発注を予定している「令和8年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化業務委託」のプロポーザル及び委託する場合において適用される基本的事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 目的

当市は、人口減少・高齢化の進展による担い手不足で、集落機能の維持や地域の活力低下が懸念され、支所地域は特にその傾向が顕著であり、早急な対策が必要である。

このため、「長岡市 e スポーツアクションプラン」に基づき、年齢や性別など垣根なく楽しむことができ、若者を中心に年々競技人口が増加している e スポーツを活用し、関係・交流人口の創出・拡大を図り、支所地域の住民が 10 年後も安心して住み続けられる持続性の高い地域づくりを目指すものである。

3 業務名

令和8年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化業務委託

4 委託期間

令和8年4月上旬から令和9年3月31日まで（予定）

5 業務の概要

(1)-1 大規模 e スポーツ大会の開催

① 実施日

- ・令和8年10月から11月までの土日祝のいずれか連続する2日。ただし、許諾等の理由により2日連続の開催が困難な場合は、この限りではない。

② 会場

- ・栃尾地域交流拠点施設トチオーレ1階大ホール（長岡市中央公園1丁目67）
施設 HP（図面、備品リストあり）

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate08/tochio-kouryu/reserve.html>

- ・会場使用料は無料

③ 使用タイトル

- ・ストリートファイター6

④ 大会内容

ア【ストリートファイター6】

- ・参加選手は128名とする。
- ・オフライン形式で行うこととする。
- ・大会の様子を生配信で観戦できること。
- ・大会では、eスポーツキャスター（実況者）及び解説者（格ゲー五神など全国的に著名なプロeスポーツ選手やストリーマー）を起用し、集客力を高めること。
- ・会場は、ライティングや装飾など、会場の臨場感や参加者の高揚感を促すような演出を行うこと。
- ・参加料は一人1,500円として、徴収方法は別途協議を行うこと。なお、徴収した参加料は全額を市に納めるものとする。
- ・ゲーム会社が保有する著作物の使用許諾及びJeSU公認プロライセンス発行の推薦の調整を各関係機関と行うこと。なお、許諾に係る経費は受託者が負担すること。

イ【その他】

- ・大会に、参加者以外の一般来場者（特に親子）が楽しめる体験コーナー等を設置し、その運営を行うこと。なお、体験コーナーに係る器材等は受託者が用意すること。
- ・大会の企画・広報・運営に際し、栃尾地域住民団体とのコラボレーション企画など、地域の魅力を参加者に知ってもらい仕掛けを取り入れること。また、ストリートファイター6愛好家を巻き込み、みんなで作り上げる大会であることを実感できる仕掛けを取り入れること。
- ・市にゆかりのある賞品（総額5万円程度）を用意すること。
- ・参加者に記念品を用意すること。
- ・上記の仕様に関わらず、効果的に目的が達成できる場合は、独自の提案をすることができる。

⑤ ターゲット

- ・県内外を問わず、全国で活動するeスポーツ愛好家である高校生～社会人（主

に 10~40 代)

⑥ 器材等

・市が保有する以下の器材を利用することができる。不足する場合は、受託者が用意すること。また、配信機材等は受託者が用意すること。

- ・e スポーツ用パソコン：13台（デスクトップ型5台、ノート型8台）
- ・ストリートファイター6アカウント：4個
- ・プレイステーション5：2台
- ・ハンドルコントローラー：2台
- ・ストリートファイター6ソフト：2個

⑦ 成果目標

- ・来場者数2,000名

⑧ 広報PR・募集活動の実施

- ・事業の開催に合わせ広報PRに努め、参加者の募集についてメディアやSNSを使い、全国に向けて効果的に発信すること。
- ・新たにランディングページを制作・運営し、大会のPRを図るとともに、WEB上で参加申込みが可能な仕組みを構築すること。
- ・選手募集用ポスターを200部を制作すること。
- ・イベント開催用チラシを25,000部、ポスター200部を制作すること。
- ・事後PRとして市が使用するため、当日の様子を写真や動画で記録し、納品すること。特に動画については、3分程度に編集しYouTubeで配信する形式で納品すること。

⑨ 宿泊誘導について

- ・大会の開催に合わせ、参加者の市内宿泊を促すための施策を実施すること。

⑩ 総合窓口の設置

- ・参加者の募集受付や問合せ対応、個人情報管理等を行うこと。

(1)-2 eスポーツに関連した産業・企業展示会の企画・運営

来場者に向けて関連産業の紹介・PRを図るため、企業や学校等の展示ブースを設置すること。

① 展示ブースについて

- ・本市を中心にeスポーツやIT、ものづくり産業等に該当する企業及び個人事業者、学校法人・各種学校、業界団体など、5~10社程度の展示ブースを用意すること。

- ② 出展料
 - ・無料とする。
- ③ その他
 - ・出展者の募集、調整、運営は受託者が行うこと。

(1)-3 飲食関連出店の企画・運営

来場者に向けて市内の特産を中心とした飲食ブースを設置すること。

- ① 飲食ブースについて
 - ・10店舗程度とする。
- ② 出店料
 - ・長岡市栃尾地域交流拠点施設設置条例に基づき徴収する。((1)-1②参照)
- ③ その他
 - ・出店者の募集、調整、運営は受託者が行うこと。
 - ・参加者の飲食等で出されたゴミは受託者が処分すること。

(1) -4 大会運営に必要なその他の事項

- ・来場者や駐車場の誘導など、本業務を実施するために必要な人員を確保すること。
- ・大会参加者や来場者にアンケートを行い、集計と分析、考察等を行うこと。

(2) (仮称) 社会人 e スポーツリーグ戦の開催

e スポーツによる異業種交流を目的として、社会人 e スポーツリーグ戦を開催するため、以下の条件に合うような独自の提案をすること。

- ① 実施期間
 - ・令和8年8月から令和9年2月まで
- ② 会場
 - ・栃尾地域交流拠点施設トチオーレ交流ルーム又は小ホール（長岡市中央公園1丁目67）
 - 施設 HP（図面、備品リストあり）
<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate08/tochio-kouryu/reserve.html>
 - ・会場使用料は無料
- ③ 使用タイトル
 - ・ストリートファイター6（ゲーム会社が保有する著作物の使用許諾対応は受

託者が行うこと)

④ 大会内容

【ストリートファイター6】

- ・参加選手は1回あたり24名＝(1組(3人)×8チーム)程度
- ・3人1組のチーム戦を期間内に4回程度行う。
- ・試合はオフライン形式で行うこととする。

⑤ ターゲット

- ・新潟県内の企業、大学、専門学校等の社会人を対象とする。

⑥ 器材等

- ・市が保有する以下の器材を利用することができる。不足する場合は、受託者が用意すること。
- ・eスポーツ用パソコン：4台(デスクトップ型4台)
- ・ストリートファイター6アカウント：4個
- ・プレイステーション5：2台
- ・ストリートファイター6ソフト：2個

⑦ 参加団体

- ・8チーム程度

⑧ 広報PR・募集活動の実施

- ・事業の開催に合わせ広報PRに努め、参加チームの募集についてメディアやSNSを使い、市内外に向けて効果的に発信すること。

(3) 長岡市eスポーツ推進協議会の運營業務

eスポーツの活用による地域課題解決・地域活性化に向けて、長岡市eスポーツアクションプランに基づき実施する各種施策について検証するため、eスポーツに精通する団体や地域代表等で構成する協議会を運営するもの

- ・開催回数 年2回
- ・メンバー eスポーツ実践者、地域団体、事業者等(10人程度)
- ・業務内容 議題の提案・検討、資料作成、議事録作成、委員との連絡調整、委員報酬の支払いなど、協議会を円滑に進めるための業務全般

(4) 仕様(1)～(3)までの遂行にあたっての打合せ及び総合アドバイス業務

- ・開催形式 現地及びオンライン

- ・開催回数 随時
- ・報告 議事録を作成し、都度提出すること

6 成果物について

各業務の実績、アンケート集計・分析のほか、業務全体の考察等を行い、業務履行時に実績報告書として提出すること

7 留意事項

- (1) 本業務の目的及び地域未来交付金（地域未来推進型）の趣旨に沿った提案であること。
 - (2) 連携可能な事業者や地域団体（住民）がいる場合、その名称と役割を明確にして提案すること。
 - (3) 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本委託業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。
 - (4) 業務の実施に関して取得し、又は知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下単に「個人情報」という。）を他に提供し、又は漏らしてはならない。業務の履行後又はこの契約による委託期間の満了後も、同様とする。
 - (5) 著作権等について
 - ① 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受注者はその使用に関する一切の責任を負うこと。
 - ② 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は、原則、市に帰属する。
 - ③ 市は制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができるものとする。
 - (6) 本委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
 - (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて市と受注者が協議の上、定めるものとする。
- ※本委託は、令和8年度当初予算成立を前提とした委託内容であり、市議会において当初予算案が否決された等の場合、選考を中止とする。

※本業務は、国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合
又は減額されたときは、業務の見直しを検討し、本募集案内の内容に変更が生じる場
合（(例)上限額、契約期間、仕様等）がある。